

令和5年度 第2回

鳩 山 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年6月29日 開会

令和5年6月29日 閉会

鳩山町教育委員会

令和5年度第2回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和5年6月29日(木) 鳩山町役場 委員会室

2 開閉日時及び宣告者

開 会:	令和5年6月29日(木) 午後1時30分	教育長職務代理者	小峰 洋
閉 会:	令和5年6月29日(木) 午後2時52分	教育長職務代理者	小峰 洋

3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	山口 尚人	出席
3 番	伊藤 絵里子	出席
4 番	村岡 満子	出席

4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
総務・学校教育担当副主幹	石川 陽子

5 書 記 教育委員会事務局長 島野 紀美夫

令和 5 年度第 2 回鳩山町教育委員会議事日程

令和 5 年 6 月 29 日 (木)
鳩山町役場 2 階委員会室

開 会

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 教育長の報告

- (1) 一般教育行政報告
- (2) その他

日程第 3 議 事

- 議案第 3 号 令和 5 年度準要保護児童生徒の認定について
- 報告第 1 号 受任事務の執行状況の報告について
(令和 5 年度教育委員会関係各委員の委嘱状況の報告)

日程第 4 そ の 他

- (1) 協議事項
- (2) 教育委員報告事項
- (3) その他
- (4) 次回教育委員会の開催日程について

閉 会

◎ 開会の宣告（午後1時30分）

○小峰教育長職務代理人

- ・ただいまから、令和5年度第2回鳩山町教育委員会を開会する。

◎ 日程第1 前回会議録の承認

○小峰教育長職務代理人

- ・日程第1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・令和5年4月25日に開催した令和5年度第1回教育委員会会議録の原案を委員の皆様へ郵送させていただきました。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、お知らせいただきたい。

○小峰教育長職務代理人

- ・この件について、質疑及び訂正事項等はあるか。

【質疑等】

（なし）

（全委員署名）

◎ 日程第2 教育長の報告

（1）一般教育行政報告

○小峰教育長職務代理人

- ・日程第2、教育長の報告について、宮崎教育長及び島野事務局長から、（1）一般教育行政報告をお願いしたい。

○宮崎教育長

- ・資料0の1教育長報告をご覧ください。
- ・私からは、6点報告する。
- ・1点目は鳩山町教育委員会教育長に対する事務委任規則について（資料1）をご覧ください。

- ・この規則は、第1条の目的にあるように、教育委員会の権限に属する事務の一部を鳩山町教育委員会教育長に委任するため必要な事項を定めた規則である。
- ・すべての事項について、教育委員会を開催して決定するのではなく、軽易なものは教育長が決定することになっているものである。
- ・第2条では、次の各号に掲げるものを除き、教育長が決定としている。つまり、第2条第1項各号に掲げている事項は、教育委員会を開催して協議する必要があるが、掲げていない事項は教育長が決定するということである。
- ・そして第2条第2項で、教育長に委任された事項は、その執行状況を教育委員会に報告するとしている。
- ・そこで、今後はこの規則に基づき、協議事項とすべきものを議案にし、教育長に委任されている事項は報告事項として整理させていただく予定のため、宜しく願いたい。
- ・なお、第4号の「教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること」については、等がついているのが微妙なところではあるが、他市町では「等」がなく、教育委員会で協議するのは規則以上としているところもあった。
- ・最近の議案では、地方公務員法の改定で、名称が「再任用短時間勤務職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に変更になったことに伴い、夏季休暇願出票の様式の改正をご協議いただいた例があったが、このような教育委員の皆様の意見を反映する余地のない軽易、形式的なものについては今後教育長委任事項として扱わせていただき、規則以下でも例えば補助金交付要綱など皆様の意見を反映できる余地がある政策的なものは議題としたいと考えている。
- ・2点目は 学校管理職（校長・教頭）からの自己評価シートについてで（資料2）をご覧ください。
- ・校長が職員に目標等を示し、職員は校長の方針を踏まえて、各自が自己評価シートを作成し、校長に提出する。面接を繰り返し、2月頃に目標に対する評価（A～D）を校長が行い、職員本人に通知する。6月に校長・教頭からの自己評価シートが教育委員会へ提出され、6月19日及び20日に、校長対象に「人事評価当初面談」を行ったので、報告する。
- ・3点目は 小中学校における今後の教育活動についてで、（資料3）をご覧ください。
- ・新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、文部科学省からの通知をもとに、4月28日付で県教育長から、感染症対策の通知があった。今後の学校教育活動については、この国や県からの方針をもとに対応することとしている。
- ・4点目は 令和5年第2回鳩山町定例議会についてで、（資料4）及び（資料5）をご覧ください。
- ・6月定例議会が6日から14日まで開催された。町長から行政報告があり、補正予算等の審議も行われた。12名の議員の内、7名の議員から教育行政にかかわる質問があった。
- ・「補正予算の内容」及び「一般質問」に関しては、後ほど局長から申し上げるが、私からは町長からの「行政報告」について、（資料4）のとおり報告する。
- ・また、地方自治法第122条に基づき、議会へ報告した3月から5月の教育委員会の事務について（資料5）のとおり報告する。
- ・5点目は 令和6年度使用の小学校教科用図書の選定についてで、（資料6）をご覧ください。

い。

- ・来年度から小学校で使用する全教科の教科書の採択が本年度に行われる。なお、来年度は中学校の教科書の採択年度にあたる。
 - ・本町の学校で使用する教科書の採択権限は本町の教育委員会にあるが、本町は共同採択地区に属するため、教育長及び教育長職務代理者が出席している採択地区協議会で同一の教科書を選定し、鳩山町教育委員会で採択するという流れになっている。
 - ・教育委員の皆様には6月13日に教科書採択に伴う研究依頼をさせていただいたが、研究結果報告用紙は7月10日までに教育委員会事務局までご提出いただきたい。
 - ・委員の皆様のご意見は7月24日に開催される、第2回教科用図書採択協議会に報告し、教科書の選定資料とさせていただく。次回の7月末の教育委員会では第2回教科用図書採択協議会で選定した教科書を議案としてご協議いただく。
-
- ・6点目は 情報提供で、(1)夏季休業中における教職員等研修会の日程であり、
7月25日(火)26日(水)に「西部地区小中学校教育課程研究協議会」が
7月31日(月)に「西部地区人権教育実践報告会」が
8月4日(金)に「比企地区人権教育研究集会」が
8月8日(火)に「初任者施設体験研修会」が
8月18日(金)に「玉川班管理職人権教育研修会」が
8月24日(木)に「鳩山町人権問題研修会」が、予定されている。
-
- ・私からの報告は以上である。

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、島野事務局長からの報告をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・私からは、令和5年第2回鳩山町議会定例会について報告させていただきたい。
-
- ・定例会については、【資料7-1】をご覧ください。令和5年第2回定例会会期予定表のとおり6月6日から14日までの、9日間の会期で開催された。
-
- ・次に、裏面の【資料7-2】をご覧ください。提出案件については、議案7件、報告1件に、議員提出議案が1件追加され、最終的に9議案となり、いずれも原案の通り可決・承認された。
 - ・教育委員会に関する議案については、議案第36号の「令和5年度鳩山町一般会計補正予算(第3号)の議定について」の1件で、補正の内容については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、町内小中学校の児童生徒の2学期、3学期の給食費を全額減免する「学校給食費減免事業」の財源振替等を行う事業費の補正、その他、今宿小学校のクラス数の増加に伴い、Wi-Fiアクセスポイントの増設及びタブレット端末充電保管庫を増設する学習環境の整備事業費の追加補正、各学校施設の修繕費の増額補正、並びに人事異動に伴う人件費の補正が主なものである。
-
- ・続きまして、【資料7-3】をご覧ください。

- ・一般質問については、10人の議員から通告があり、そのうち、教育行政に関する質問は、再質問を含めて、7人だった。
- ・はじめに、1ページ、質問順序2番の大賀広史議員からの一般質問「1 教育行政について」の「(1) 小中学校の体育館整備について」については、私から答弁した。
- ・また、「(2) 幼児・児童教育の今後のあり方について新教育長の考えを伺う」については、宮崎教育長が答弁をしている。
- ・次に、3ページの、質問順序4番の小鷹房義議員の「3 亀井小学校統合の可能性について」の「(1) 教育委員会では、どのように考えているのか」
- ・5番、野田小百合議員の「2 不登校児童生徒への取り組みについて」の「(1) 鳩山町における不登校の現状」、「(2) 町における対応」、「(3) 不登校は問題行動なのか」及び「3 誰でも楽しめるスポーツの普及について」の「(1) 学校教育における障害のある方とふれあう取り組みについて伺う」、4ページ、質問順序7番、中山明美議員の「1 誰一人取り残さない学びの場を」の「(1) 町は不登校支援について、どのようなものを行っているか」、「(2) フリースクール等民間施設との連携は、いかがか」、「(3) これから、どのように取り組んでいくか」については、宮崎教育長が答弁をしている。
- ・次に、5ページ、質問順序10番の清水秀幸議員の「1 県立鳩山高校の統合再編について」の「(1) 県教育委員会の統合再編発表後の町としての行動はいかに」、「(2) 町として、発表以前からの鳩山高校の統合懸念に対して、何か対策はしていたのか」、「(3) 今後の鳩山高校の利用方針はあるのか」及び、「2 鳩山町立図書館の利用者サービスの拡充について」の「(1) 「鳩山町デジタル図書館」の導入経緯、年間費用、利用者登録者数、電子書籍数、利用状況（属性も含む）」、「(2) 図書館以外の返却「ブックポスト」の増設」、「(3) 本の「宅配サービス」の早急な導入」については、私が答弁をしている。
- ・続いて、再質問であるが、4ページから5ページにかけての質問順序8番、石井計次議員の「3 チャット GPT について」の再質問「教育委員会では、チャット GPT をどのように捉えているか」については、宮崎教育長が答弁し、9番日坂和久議員の「2 安心・安全なまちづくりについて」の「(1) 防災・減災対策について伺う」の「③避難所(学校体育館等を含む)運営について」に関連する再質問「文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金を活用し、省エネ効果がある輻射式冷暖房システムを利用した体育館への空調機整備の検討」については、私が答弁をしている。
- ・私からの報告は以上である。

○小峰教育長職務代理者

- ・宮崎教育長及び島野事務局長から報告があった。質疑のある場合はお願いしたい。

○小峰教育長職務代理者

- ・教育長から資料3をもとに5類感染症移行後のお話があった。毎日の体温チェック表の提出が不要となったようだが、令和5年度の幼稚園を含めたコロナの感染状況はいかがか。昨年の教育委員会で報告いただいていたのでお聞きする。また、以前は登校時点で校内を消毒していたが、校

内の消毒は継続しているか。

○宮崎教育長

- 手洗いうがいの励行や、自由に使える消毒液の設置を継続している。消毒作業は各学校で様々で徹底はされていない。コロナが病名として出てこなくなったので、コロナの感染状況は把握できないが、風邪での欠席は増えている状況、つまり、コロナではないが欠席がポツポツ目立つとの報告を受けている。免疫が低下しているのではないかとされているが、大規模な感染ではない。

○村岡委員

- 本の宅配サービスを教育委員会で進めるよう頼まれたが、本の宅配サービスはどこから出た話なのか。

○島野事務局長

- 平成24年度に文部科学省が改正を発表した、『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』に、図書館への来館が困難な者に対する宅配サービスの実施が示された。そして、令和5年3月の図書館協議会で宅配サービスへの活発な議論があり、6月議会でこの望ましい基準に基づき宅配サービスを進めていくと答弁した。

○小峰教育長職務代理者

- 10年以上前の図書館検討委員会時から既に宅配サービスとデジタル図書の要望があった。デジタル図書館は実現したが、宅配サービスには回収も人手も必要で難しく、返却場所を増やすという対応はしているが、なかなか実現していない。社会福祉協議会でも福祉サービスとして食事の宅配をやっているが、宅配をボランティアができないのかという話もあったが実際はなかなか難しい。

○島野事務局長

- ブックポストの増設についても質問が出た。ブックポストは中学校内にはあるが、それ以外の場所への提案があった。

○小峰教育長職務代理者

- ブックポストの増設の要望があるのも昔からだが、人手がかかるので難しい。

○山口委員

- 資料3のコロナウイルス感染症対策についてだが、「若い人はコロナに感染しても1日で治ったとか、医者に行くまでもなく治ってしまったとか、医者に行くと5日休まねばならなくなるから医者へは行かない。」という話を聞くので、感染したのがコロナだったのか分かりにくい状況と思う。大きく感染していない状況になったから良いのかなと思うが、体調不良時に医者に行くよう指導しているか。

○宮崎教育長

- 指導している。

○山口委員

- ・ようやく大会等も開催されるようになり、正常な活動になり、良かったと思う。体育祭も実施するようになるのか。

○宮崎教育長

- ・町の行事も何事も実施する方向である。

○山口委員

- ・行事は大事だからやれるようになると良い。

○小峰教育長職務代理者

- ・潜在的コロナ患者は多いと思う。クラスターが老人介護施設で直近で起こっているほか、身近で入院した人もおり、ニュースにならないだけで、コロナが無くなった訳ではないから安心できないと思う。子供たちが安全になると良いので、感染症対策を進めながら今後の情勢を見ていくしかないと思う。

(2) その他

○小峰教育長職務代理者

- ・次に、(2) その他について事務局から何かあるか。
(なし)

◎ 日程第3 議事

○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、日程第3 議事に入る。

(1) 議案第3号 令和5年度準要保護児童生徒の認定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：石川副主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第3号 令和5年度準要保護児童生徒の認定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○島野事務局長

- ・それでは、「議案第3号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。

(議案第3号を朗読)

- ・議案の内容説明については、総務・学校教育担当の石川副主幹からさせていただきます。

○石川副主幹

- ・議案第3号令和5年度準要保護児童生徒の認定についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧ください。
- ・令和5年度初めての認定審査で、今回の審査は本年1月から6月28日までに申請をされた方を対象にしている。
- ・資料の申請者一覧をご覧ください。6月28日までに合計32世帯41名の申請を受け付けた。これは昨年度末(20世帯32人)と比較すると12世帯9名の増加である。
- ・就学援助の認定要件は、「生計が同一である同居人すべての収入額(給与所得以外の者については所得額)の合計が生活保護基準の1.3倍以下の者」もしくは「その他教育委員会が認める者」で、後者を準要保護者として認定している。
- ・資料の申請者一覧の世帯状況の資料には、生活保護基準から算出した対象世帯の最低生活費(月額)を生活保護基準額として、その基準額に1.3を掛けた認定基準額および世帯の収入月額を記載している。
- ・まず、それぞれの値の算出方法について説明する。はじめに、生活保護基準額だが、生活保護を認定する際の資料として用いられる、「最低生活費認定調書」を使用し、算出した。資料として実際に使用した調書を添付しているので、ご確認いただきたい。
- ・続いて、世帯の月額収入の値については、町の税務会計課に令和4年中収入額を照会し、その結果の合計額を12ヶ月で除した値を世帯の月額収入として算出した。住民票上、世帯が分離していても、同一住所に居住していれば、生計は一であるとして、申請者以外の方(子どもからみて祖父母等)の収入も全て合算している。生活保護基準に1.3を掛けた金額と世帯の月額収入を比較し、月額収入が生活保護基準×1.3の金額に達しない場合は、該当世帯が経済的に困窮しているものと考えられる。
- ・各世帯の認定基準額と収入月額を比較し、収入額が基準額を超過している世帯に着色している。順に読み上げると、2番、5番、7番、9番、16番、18番、24番、25番、26番、27番、28番、31番の12世帯である。世帯構成員それぞれの収入額は、申請者一覧の次に添付した、収入照会一覧に記載がある。
- ・それぞれの世帯について、ご質問があれば、個々にお答えする。
- ・また、認定日は、4月までに申請された世帯は4月1日とし、5月中に申請された世帯は5月1日の認定としてよいか、併せて審査をお願いする。
- ・説明は以上となる。

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

○山口委員

- ・資料で番号が黄色に塗りつぶされている方は？

○石川副主幹

- ・昨年度も申請された方である。

○小峰教育長職務代理者

- ・認定基準額を明らかにかなり上回っている家庭は不認定としてもよいかと思う反面、認定基準額を僅かに超過し、昨年度も認定されている世帯を不認定とするのは切ないものがある。

○石川副主幹

- ・その家庭は年収が40～100万円上がっており、上がった分だけ認定基準額を超えたものである。

○小峰教育長職務代理者

- ・今までの教育委員会の認定の流れは基準を大事にしているので、収入が上がったのは良いが、認定基準額を超えた今年は不認定ということである。

○伊藤委員

- ・今年になって離婚して収入が減っても昨年度の収入で判断するのか。

○石川副主幹

- ・そのとおり。昨年の1月から12月の収入で判定する。

○伊藤委員

- ・今年から申請した方は、今年から収入が減ったかもしれないのでは。

○石川副主幹

- ・来年申請していただければ認定対象になると思われる。

○山口委員

- ・認定基準を大きく超えている世帯も申請している。

○石川副主幹

- ・生活困窮されていると判断できない収入の方も申請している。

○伊藤委員

- ・昨年の年収はあっても、今年別居して困っている人もいると思う。

○宮崎教育長

- ・今困っている人はいらっしゃると思う。昨年度の納税額で今年の認定が行われるので、タイムラグがあつて心苦しいが、制度上難しい。苦しい状況を重々理解しているが仕方ないと思う。

○小峰教育長職務代理者

- ・我々が全てを把握しているかと言えば、そうでない部分もある。色々と状況把握していくと、そこまで把握しないと判断できないし、そういった判断については外部へ説明が難しい。よほどのことがなければ認定基準額どおりに判定し、どうしても厳しい世帯については社会福祉協議会に一時的にお金を貸すシステムや補助制度もあるため、社会福祉協議会への相談を紹介するとか、社会福祉協議会へ連絡をとっていただくといった救済方策をとることとし、教育委員会としての判定基準は維持した方が良いと思う。

○山口委員

- ・認定基準を変えるのは難しいと思う。

○石川副主幹

- ・1年遅れになるが来年度申請してもらえれば対象となる。

○山口委員

- ・1年間社会福祉協議会の援助を貰いながら耐えられるか。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。
(意見なし)

○小峰教育長職務代理者

- ・認定基準どおり判断することとし、色付きの方を基準オーバーで不認定とし、それ以外は認定ということでよろしいか。
(異議なし)
- ・それでは、本議案は、議決とする。
- ・これで秘密会を解く。

**(2) 報告第1号 報告第1号 受任事務の執行状況の報告について
(令和5年度教育委員会関係各委員の委嘱状況の報告)**

- ・朗読：島野事務局長

○小峰教育長職務代理者

- ・報告第1号 報告第1号 受任事務の執行状況の報告について
(令和5年度教育委員会関係各委員の委嘱状況の報告)

の報告を受ける。

- ・事務局より、専決処理の報告についての朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、報告第1号の朗読並びに報告の内容説明をする。

(報告第1号を朗読)

○島野事務局長

- ・報告資料の「令和5年度 教育委員会関係委員会・協議会等委員名簿」をご覧いただきたい。
- ・教育委員会関係委員会・協議会等委員の委嘱については、これまで、議案として、議決をいただいたが、日程第2の教育長報告の(資料1)のとおり、委員の委嘱については、教育委員会から教育長への「委任事項」のため、今回、報告とさせていただくものである。
- ・内容については、「令和4年3月31日に任期満了の委員」及び「人事異動等により途中で代わった委員」など令和5年度における「各委員会等の委嘱状況」の報告である。
- ・説明は以上となる。

○山口委員

- ・鳩山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿の教育長職務代理者が山口となっている。

○小峰教育長職務代理者

- ・任期が令和3年12月1日からとなっているので、その当時の役職では。

○山口委員

- ・町内在住者でないと鳩山町スポーツ推進委員になれないのか。

○島野事務局長

- ・担当に確認し、後ほど回答させていただく。
(※町内在住者でなくても鳩山町スポーツ推進委員になれることを確認し、回答した。)

○小峰教育長職務代理者 報告事項だが承認してよいか。

(異議なし)

- ・それでは、本報告は承認とする。

◎ 日程第4 その他

- (1) 協議事項
(なし)
-

- (2) 教育委員報告事項

○伊藤委員

- ・6月13日に鳩山高校運営協議会に出席したので報告する。9月の学園祭を、生徒会が町と協力して実施するための意見交換会をした。

○村岡委員

- ・6月20日に障がい者福祉計画策定委員会に出席したので報告する。計画策定の一環として行われるアンケート結果を、ホームページで公開するだけでなく、図書館で閲覧できるよう、閲覧用テーブルの設置要望があった。長寿福祉課から依頼が行くと思う。

○島野事務局長

- ・アンケート結果の一般公開用のテーブルを図書館に設置し、閲覧できるスペースを設けることについて図書館へ確認する。

○小峰教育長職務代理者

- ・6月26日に新社協理事会に出席したので報告する。昨年12月から私が会長を務めていたが、会長を竹本徳一さんに引き受けていただいたので、私は副会長に戻った。会長を務めた半年間で困った時にすぐに助けるシステムがあることを知り大変勉強になった。

- ・他に報告のある委員はいるか。
(なし)
-

- (3) その他
(なし)
-

- (4) 次回教育委員会の開催日程について

- ・令和5年7月26日(水) 午前9時30分開始
- ・場所は鳩山町役場 2階委員会室となった。

◎閉会の宣言(午後2時52分)

○小峰教育長職務代理者

- ・以上をもって、令和5年度第2回鳩山町教育委員会を閉会する。